

事故発生防止に関する指針

社会福祉法人近江ふるさと会

特別養護老人ホーム 近江ふるさと園

特別養護老人ホーム 近江第二ふるさと園

障害者支援施設 ふるさと

社会福祉法人 近江ふるさと会
事故発生防止に関する指針

I. 事故対策の基本方針

社会福祉法人近江ふるさと会（以下「当法人」という）は事故発生法事に関する指針を定め、当法人の方針とする。

1 事故発生防止のための基本的な考え方

当法人は、利用者に福祉サービスを提供する過程で発生する事故や、「ヒヤリ」「ハット」する事態の発生を防止し、安全かつ適切に質の高いサービスの提供をするために体制を確立し、組織全体で介護事故の防止に取り組む。

2 リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故カンファレンス、危機管理対策委員会にてその内容について検討する。

3 危機管理対策委員会設置の目的

当法人内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制作りを推進する。

4 危機管理対策委員会の構成委員

- ・ 施設長
- ・ 生活相談員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活支援課係長
- ・ 健康管理室係長（看護職員）
- ・ 管理栄養士
- ・ 事務主任
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

委員長は外部で研修を受けた安全対策担当者とする。

5 危機管理対策委員会の開催

定期的に月1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止などの検討を行う。また、事故発生時等、必要に応じ、随時委員会を開催する。

6 危機管理委員会の役割

- ・マニュアル、ヒヤリハット報告書・事故報告書等の整備
介護事故など未然防止のため、定期的にマニュアルの見直し、必要に応じて更新する。ヒヤリハット報告書、事故報告書の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。
- ・ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策の検討
ヒヤリハット報告、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。
- ・再発防止策の周知徹底
検討された再発防止策を実施するために、職員に対して周知徹底を行う。

II. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

危機管理対策委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を以下のとおり実施する。

- ・定期的な研修（年2回以上）
- ・新任職員への研修の実施
- ・外部研修へ参加
- ・実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

III. 事故発生時の対応

福祉サービスを提供する上で事故が発生した場合には、定められた手順どおり速やかに対応する。（別紙：事故発生時のフローチャート参照）

1 利用者への対応

事故が発生した場合には、利用者に対して必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。状況により、医療機関への受診などが必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

2 関係者への連絡・報告

事故発生時における内容及び対応について、各部署の係長及びリーダーは課長に報告する。課長は園長に報告する。園長は、レベル3以上の事故の状況を理事長に報告し、内容により保険者ならびに県の担当課に報告するものとする。

3 ご家族に対する連絡・説明

事故発生状況等について、関係者が速やかにご家族に連絡をし、適切な説明が行えるように努める。また、事故の発生原因及びその再発防止策に関する説明も合わせて行う。

4 事故の記録

事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録する。

5 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応する。

IV. 事故発生防止のための取組

事故発生防止のために、危機管理対策委員会にてヒヤリハット報告書、事故報告書を集計し、事故発生時の状況等を分析することにより、事故等の発生原因、結果を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。また、防止策の有効性については生活支援課係長、看護職が中心となり観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、危機管理対策委員会にて検討する。

V. 事故対応などに係る苦情解決方法

- ・ 事故対応に関わる苦情相談については、苦情受付担当者は受けた内容を園長に報告する。
- ・ 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ・ 対応の結果は相談者に報告する。

VI. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

付則

- ・ 平成 19 年度 4 月 1 日施行の近江ふるさと会リスクマネジメント実施要綱をもとに平成 24 年 4 月に作成
- ・ 平成 30 年 2 月一部修正
- ・ 令和 5 年 11 月修正（近江ふるさと会「事故発生防止対策要綱」と合わせ作成）